

第6章

補助金・相殺措置

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

補助金は、国の政策を実現する手段の一つとして、多くの国において贈与（通常の補助金）、税の減免措置、低利融資、出資、輸出信用等様々な形態により広く交付されている。また、補助金は、目的別に見た場合には、(i)輸出補助金、(ii)国内産品優先使用補助金、(iii)産業振興補助金、(iv)構造調整補助金、(v)地域開発補助金、(vi)研究開発補助金などに分類され、受益者に着目して見た場合には、(ア)補助金の交付が特定の企業又は産業に限定されない補助金（特定性のない補助金）と(イ)補助金の交付が特定の企業又は産業に限定される補助金（特定性のある補助金）に大別される。

このような補助金は、場合によっては自国の産業を必要以上に保護し、ひいては自由な貿易競争を歪曲することにもなりかねないことが広く認識されている。例えば、補助金の交付を受けた産品の輸出が当該産品の輸入国の国内産業に損害を与えたり、国内産品への補助金の交付が競合する同種の産品輸入を減少させたり（輸入代替）、補助金の交付を受けた産品の競争条件が第三国市場において有利となったり（第三国代替）する場合である。

WTO 補助金・相殺措置協定では、贈与、貸付、出資、債務保証、税減免、政府調達、並びに政

府による物品やサービスの提供など、受領者に利益が生じる政府の制度を広く「補助金」として規律の対象とした上で、農産品を除く全ての産品（林水産品含む）に関し、特に貿易歪曲効果が高い輸出補助金と国内産品優先使用補助金の交付を原則禁止している。

更に、交付が禁止されない補助金であっても、補助金を交付された産品の輸出が当該産品の輸入国の国内産業に損害を与えている場合には、一定の手続に従って輸入国政府が相殺関税を賦課する等の対抗措置を認めている。

また、農産品に関しては、農業協定でルールを定めており、輸出補助金及び国内助成の削減義務等を課している。

(2) 法的規律の概要

① 補助金協定

補助金に関する法的規律については、ガット第6条、第16条に基本原則が規定されているほか、補助金一般に関する実施規定として「補助金及び相殺措置に関する協定」（以下「補助金協定」という。）がある。（注1）

補助金協定は、東京ラウンドにおいて策定された「関税及び貿易に関する一般協定第6条、第16条及び第23条の解釈及び適用に関する協定」（以下「旧補助金協定」という）に代わる新

たな規律としてウルグアイ・ラウンドにおいて策定されたものであり、旧補助金協定と比較して、定義の明確化および相殺関税に関する規律の強化・明確化等が図られた。

補助金協定では、対象となる補助金の定義を規定した上で、同定義に該当する補助金をその目的・性格等によって3つのタイプに分類（トラフィック・シグナル・アプローチ）して、それぞれの分類ごとに相殺措置や救済措置との関係・手続を規定した上（図表6-1参照）、開発途上加盟国に対する優遇措置や市場経済移行加盟国に対する経過措置等（図表6-2参照）が規定された。

なお、「著しい害」の推定規定（補助金協定第6条1項）、グリーン補助金（補助金協定第8条、第9条）の規定については1999年末までの暫定適用（補助金協定第31条）であることから、1999年末までに適用延長の可否について決定することになっていた。しかしながら、一層の途上国配慮を前提に適用延長を認める立場の途上国と、途上国へ配慮とは関連付けずに同規定の単純延長のみが適当であるとする先進国等との対立により、コンセンサスが得られず、1999年末に「著しい害」の規定及びグリーン補助金の規定は共に失効した。

これにより、悪影響を及ぼすと考えられるイエロー補助金（相殺関税措置及び救済措置の対象となる補助金）の一つである他の加盟国の利益に著しい害を及ぼす補助金について紛争解決手続で争う場合には、製品の価額に占める補助金の割合が5%超という定量水準による著しい害の推定規定である補助金協定6.1条が失効したことから、著しい害の証明は補助金協定第6条3項に規定する定性的基準により行うこととなった。（注2）

また、グリーン補助金規定（補助金協定第8条、第9条）の失効により、特定性のある補助

金は全て相殺措置の対象となった。つまりそれまで相殺関税措置の対象とならなかった補助金協定第8条2項に定める(a)研究開発補助金、(b)地域開発補助金、(c)環境補助金についても、特定性のあるものについては相殺関税措置の対象となっている。（注3）

（注1）

農業については「農業に関する協定」が別途定められているところであるが、林産物及び水産物についてはこの補助金協定が適用される。

（注2）

①「著しい害」の推定規定（第6条1項＝ダークアンバー補助金）

他の加盟国の利益に対する「著しい害」が存在すると推定される補助金として、①補助率5%超の補助金、②営業損失補助金、③政府債務の直接免除を規定。

②著しい害が生じる場合（第6条3項）

他の加盟国の利益に対する「著しい害」がいかなる場合に生じうるかに関して、以下の4つのケースを示している。(a)補助金交付国市場における他国からの輸入代替または妨害、(b)第三国市場における他国からの輸出の代替又は妨害、(c)補助金つき製品の著しい廉価販売、または価格の抑制、価格の引き下げ、売り上げの損失を生じさせている場合、(d)特定の一次産品の世界市場でのシェア拡大。

（注3）

グリーン補助金の範囲（第8条）及び救済措置（第9条）

相殺関税措置の対象とならない補助金（グリーン補助金）として、特定性のない一般利用可能補助金（第8条1(a)）、並びに特定性のある補助金で一定の要件を満たす研究開発補助金、地域開発補

助金及び環境保全補助金を定義(第8条1(b))。特定性のあるグリーン補助金により著しい悪影響を生じた場合の協議及び救済措置を規定(第9条)。

<図表6-1> 補助金協定の現状

<p>特定性のある補助金</p>	<p>レッド補助金 = 禁止補助金 = 輸出補助金と国内産品優先使用補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入国は相殺関税措置を執ることができる。 ・ 他国から紛争処理手続に申立てられた場合、最終的に補助金の廃止を勧告される。勧告に従わない場合、申立国は対抗措置を執ることができる。 ・ 参考条文：第3条、第4条 <p>イエロー補助金 = 悪影響を及ぼす補助金</p> <p>悪影響とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①他国の国内産業に対する損害 ②関税譲許の無効化又は侵害 ③「著しい害」の存在 <p>6.1条(ダークアンバー補助金)及び6.3条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入国は相殺関税措置を執ることができる。 ・ 他国から紛争処理手続に申立てられた場合、悪影響を除去する措置または補助金の廃止を勧告される。勧告に従わない場合、申立国は対抗措置を執ることができる。 ・ 参考条文：第2条、第5条、第6条第3項、第7条 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ダークアンバー補助金</p> <p>= 「著しい害」が推定される補助金</p> <p>= 補助金の総額が製品の総額の5%を超える場合又は産業あるいは企業の営業上の損失を補てんする補助金又は債務の直接的な免除</p> <p>・ 参考条文：第6条第1項</p> <p style="text-align: center;">↑ 1999年末で失効 ↓</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>グリーン補助金 = 特定性はあっても相殺関税措置の対象とならない補助金。但し、著しい悪影響がある場合は救済措置の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発補助金 ・ 地域開発補助金 ・ 環境保全補助金 ・ 参考条文：第8条、第9条 </div>	<p>相殺関税措置及び救済措置の対象</p>
<p>特定性なし</p>	<p>特定性を有しない補助金 (このカテゴリの補助金を「グリーン補助金」と呼ぶこともある)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参考条文：第8条第1項(a) ← 1999年末で失効 	<p>対象外</p>

※ 上記補助金に係る紛争について、レッド補助金は第4条に、イエロー補助金は第7条に通常のWTO紛争解決手続よりも短縮された日数が設定されている。また、同条文によれば協議の際に「入手可能な証拠」を付することとされており、通常の協議要請と異なる。

<図表 6-2> レッド補助金（禁止補助金）に関する優遇措置及び経過措置

	輸出補助金禁止	国内産品優先使用補助金禁止
後発開発途上国	不適用	WTO 協定発効後 8 年間不適用
補助金協定附属書VII(b)の開発途上国(1人当たりの GNI が 1000 ドル未満 (注1))	不適用	WTO 協定発効後 5 年間不適用
その他の開発途上国	WTO 協定発効後 8 年間不適用。但し、下述(3)のとおり、19 か国の輸出補助金について延長が承認されている。	WTO 協定発効後 5 年間不適用
先進国	加盟後 3 年間不適用	加盟後 3 年間不適用
市場経済移行国	WTO 協定発効後 7 年間不適用	WTO 協定発効後 7 年間不適用

(注1) ドーハ閣僚宣言パラグラフ 10.1 で、①一人当たり GNI が 1990 年換算で直近 3 年連続 1,000 US ドルに達しない及び②一人当たり GNI が世銀最新の現行ドル換算で 1,000 US ドルに達しない限りは附属書 VII(b)の開発途上国に留まる、という卒業要件が定められた。なお、パラグラフ 10.4 では、これらの要件により附属書VIIを外れても、一人当たり GNI が 1,000 US ドルを下回った場合には、再び附属書VIIの規定を受けられるとされた。

② 農業協定（補助金関係）の概要

農産品に対する補助金（国内助成措置及び輸出補助金）については、農業協定に定めるところによるとされている（農業協定第 21 条参照）。

(ア) 国内助成（第 6 条及び第 7 条）

- (a) 国内助成を削減対象（「黄」）と削減対象外（「緑」、「青」）の政策に分類する。
- (b) 次のような政策は、一定の条件を満たした場合「緑」の政策とする。
 - ・ 研究、普及、検査、農村基盤整備、市場活動等に関する一般サービス
 - ・ 食糧安全保障目的の備蓄
 - ・ 国内食糧援助
 - ・ 生産と直接結びつかない（デカップリング）所得支持
 - ・ 収入の大幅減少に対する補償
 - ・ 自然災害に対する補償
 - ・ 生産者引退、農地転用及び投資援助による構造調整
 - ・ 環境対策
 - ・ 地域援助対策

(注1)

「青」の政策とは、生産制限計画による直接支払いのうち、次のいずれかの要件を満たすもの

- i) 一定の面積及び生産に基づいて行われる支払い
(EU 共通農業政策に基づく穀物生産者に対する面積当たりの補償支払等)
- ii) 基準となる生産水準の 85 % 以下の生産について行われる支払い
(日本の稲作経営安定対策等)
- iii) 一定の頭数について行われる家畜に係る支払い
(EU 共通農業政策に基づく子付き雌牛の飼養者に対する基準年の頭数を上限とした補償支払等)

(c) 削減対象外の政策を除くすべての政策（「黄」の政策）について、総合的計量手段（AMS（注2））により支持の総額を計算し、6 年間にわたってその総額の 20 % の削減を行う。ただし、特定の産品の国内助成

の額がその製品の生産総額の5%以下である場合等には、この国内助成はAMSに含める必要はない。

(注2)

AMS (Aggregate Measurement of Support) とは、農産品や農業生産に関する支持の規模を示すものであり、市場価格支持、削減対象から除外されない直接支払い等が該当する。個別の製品について計算されるほか、製品特定のでない支持については、全体の金額ベースで計算される。なお、基準年は1986~1988年とする。

(イ) 輸出競争 (第8条~第11条)

(a) 直接的な輸出補助金を対象として、6年間にわたって輸出補助金支出額を36%及び輸出補助金付き輸出数量を21%削減する。

(b) 基準年は1986~1990年とする。

(c) 各加盟国は、協定及び自国の譲許表に明記されている約束に従って行う場合を除くほか、輸出補助金を交付しないことを約束する。

(ウ) 妥当な自制(いわゆる平和条項)(第13条) (農業協定第1条(f)により2003年末で失効)

協定適恰的な国内助成、譲許表に反映されている国内助成・輸出補助金については、補助金協定上の相殺関税措置および救済措置の対象から除外されるというもの。

なお、農業協定(補助金)に係る紛争については、WTOの紛争解決手続が適用される。

(3) 輸出補助金廃止期限の延長

補助金協定第3条1項(a)は輸出補助金を禁止しているが、補助金協定第27条2項(a)により補助金協定附属書VII(a)(b)に規定する開発途上加盟国は適用除外とされている。ドーハ閣僚宣言パラグラフ10.1で補助金協定附属書VII(b)の実施要件が定められ、2003年に卒業したドミニカ共和国、グアテマラ、モロッコの3カ国を除く(注1)、18カ国が適用除外となっている。(図表6-3参照)

一方、補助金協定附属書VII(a)(b)以外のその他の開発途上国については、補助金協定第27条2項(b)により、補助金協定発効から8年間(つまり2002年末まで)適用は除外とされていた。さらに、補助金協定第27条4項は猶予期間満了日の1年前までに開発途上国は委員会と協議し、委員会の決定がある場合には適用除外期間の延長を認める旨定めている。

この規定に基づき、延長申請を行った25か国の輸出補助金の延長の可否について、2002年1月より補助金・相殺措置委員会で審議を行った。

審議の手続きは①ドーハ閣僚宣言パラグラフ10.6に基づく小規模経済国に認められる特別の延長手続き(委員会が定めた一定の要件を満たせば原則として2007年末まで延長を認められる。(その要件については、G/SCM/39 Nov. 20.01参照)、②通常の補助金協定第27条4項に基づく延長手続き(1年毎に延長の可否を審議する)の2つがあった。1年にわたる審議の結果、延長の権利留保(審議の対象外)(※)を行った4か国及び申請を取り下げた1か国を除く21か国の輸出補助金について2002年12月19日までに委員会で延長が認められた(G/SCM/44、G/SCM/45)。2003年は延長を認められた21ヶ国の輸出補助金についてレビューを行い、②の手続で延長の再申請を行わなかったタイを除く20ヶ国の輸出補助金の延長、2004

第II部 国際ルールと主要ケース

年はコロンビアを除く 19 ヶ国のレビューを行い 19 ヶ国の輸出補助金の延長が認められた。
(図表 6-4 参照)

今後も引き続き、②の手続きについては 1 年毎に延長の可否を決定する。なお、延長申請が

認められなかった補助金制度であっても当該補助金の段階的廃止期間として、最後に延長が認められた期間の満了から 2 年間の猶予が認められている。(補助金協定第 27 条 4 項)

〈図表 6-3〉 補助金協定附属書VII(b)により輸出補助金が認められる国々 (18 カ国)

ボリヴィア、カメルーン、コンゴ、象牙海岸共和国、エジプト、ガーナ、ガイアナ、ホンジュラス、インド、インドネシア、ケニア、ニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、セネガル、スリランカ、ジンバブエ

(注 1) ドミニカ共和国、グアテマラ、モロッコは、1,000 US ドル(図表 6-2 注 1 参照)の計算方法が確立されたことから、2003 年に補助金協定附属書VII(b)から外れた。(G/SCM/110)

〈図表 6-4〉 申請を行った輸出補助金の延長が認められた国々

① ドーハ閣僚宣言パラグラフ 10.6 に基づく小規模経済国に認められる特別の延長手続きにより延長が認められた輸出補助金制度を有する国 (21 カ国)

アンティグア・バブーダ(2)、バルバドス(5)、ベリーズ(4)、コスタリカ(2)、コロンビア(2) (注 2)、ドミニカ(1)、ドミニカ共和国(1)、エルサルバドル(1)、フィジー(3)、グレナダ(3)、グアテマラ(3)、ジャマイカ(4)、ヨルダン(1)、モーリシャス(4)、パナマ(2)、パプアニューギニア(1)、セント・ルシア(3)、セント・キッツ・アンド・ネービス(1)、セント・ビンセント・アンド・グレナデン(1)、ウルグアイ(1)

(注 2) コロンビアの輸出補助金制度は 2003 年末(段階的廃止期間を含めて 2005 年末)までの延長。

② 通常の補助金協定第 27 条 4 項に基づく延長手続きにより延長が認められた輸出補助金制度を有する国

バルバドス(4)、エルサルバドル(1)、パナマ(1)、タイ(2) (注 3)

(注 3) タイの輸出補助金制度は 2003 年に延長申請を行わなかったため、段階的廃止期間を含め 2005 年末までに廃止される予定。

③ 権利留保 (※後発開発途上国である限り輸出補助金が禁止されない(補助金協定第 27 条 2 項(a)、附属書VII)が、将来において後発開発途上国でなくなった場合の延長の権利留保)

ボリビア、ホンジュラス、ケニア、スリランカ

注： () 内の数字は延長が認められた補助金制度の数

(4) 最近の動向

補助金・相殺関税の賦課について、我が国ではこれまでは調査を行った事例が 1 件 (注) があるのみであったが、2004 年 8 月より韓国から輸出されている DRAM に対して調査を開始している。また、近年我が国は他国から調査された事例はないが、世界ではアンチ・ダンピング税と並んでしばしば利用されており、米国や EU は、補助金・相殺関税を頻繁に利用している。

(図表 6-5 参照)

(注)

我が国は、パキスタンからの綿糸に対して 1983 年 4 月に調査を開始したが、1984 年 2 月にパキスタンが当該補助金制度を廃止したため、相殺関税を賦課しないこととして調査を終了した。

なお、ブラジル産フェロシリコンに対しても、1984 年 3 月に相殺関税賦課の申請がなされたが、同年 6 月に申請が取り下げられたため、調査は開始されなかった。

補助金・相殺措置をめぐる紛争については、ガットの中でも最も紛争の多い分野の一つであった。ガット時代に紛争が多かった背景としては、旧補助金協定において補助金の定義が曖昧であったこと及び相殺関税の発動手続規定の解釈に関して各国において隔たりが見られたこと等があげられるが、そもそも産業の保護育成のために交付される補助金をどのように評価するかについて、基本的な理念の対立が底流にあったと言える。また、紛争の内容については、補助金、損害及びその因果関係についての認定を

恣意的に行って相殺関税を不当に課しているとして輸出国が争う事例が多かったほか、国内補助金の交付が輸入品を国内市場から閉め出して当該国が行った関税譲許の利益を実質的に無効化しているとして争われる案件が見られた。WTO 発足以降は、パネルの設置に至るケースが減少傾向となった時期もあったが、その後禁止補助金の紛争等をめぐり、パネルに至るケースが増加している点が注目される。(図表6-6及び図表6-7参照)。

<図表6-5> 相殺関税に関する主要国の調査開始件数及び賦課継続件数 (2004年6月末時点)

国名	主要国の調査開始件数											合計	主要国の賦課件数
	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2003.1 ~ 2004.6			
米国	3	1	6	12	11	7	18	4	4	3	69	44	
豪州	0	0	1	0	1	0	0	1	3	0	6	1	
カナダ	3	0	0	0	3	4	1	0	1	3	15	7	
NZ	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	6	4	
EU	0	1	4	8	19	0	6	3	1	0	42	21	
日本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(出典) ガット/WTO文書

<図表6-6> 補助金を巡るパネル案件数の推移

	1981~ 1985	1986~ 1991	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04
相殺関税	0	5	1	2	1	0	0	0	0	1	1	0	1	2	0
その他	3	2	1	0	0	0	0	1	7	2	5	1	0	1	1
合計	3	7	2	2	1	0	0	1	7	3	6	1	1	3	1

(出典) ガット/WTO文書

<図表6-7> 補助金及び相殺関税賦課を巡る1995年以降の主な紛争案件

パネル設置年月	提訴国	被提訴国	DS番号	紛争の申立事由
1996年3月	フィリピン	ブラジル	22	ブラジルのフィリピン産乾燥ココナッツに対する相殺関税は補助金協定違反 (1997年3月上級委報告書採択)
1997年6月	日本	インドネシア	64	インドネシアの「国民車計画」の自動車及び関連部品に対する措置は補助金協定違反 (1998年7月パネル報告書採択)
1998年7月	カナダ	ブラジル	46	ブラジルの航空機輸出ファイナンスプログラムが補助金協定違反 (2001年8月DSU 21.5条パネル(2次)報告書採択)
1998年7月	ブラジル	カナダ	70	民間航空機輸出に対するカナダ政府・州の補助金交付が補助金協定違反 (2000年8月DSU 21.5条パネル報告書採択)
1998年6月	米国	豪州	126	豪政府が自動車用皮革生産者・輸出者に対して与えた補助金は補助金協定違反 (2000年2月DSU 21.5条パネル報告書採択)
1998年9月	EU	米国	108	米国の外国販売会社(FSC)に関する免税措置は補助金協定違反 (2002年1月DSU 21.5条上級委報告書採択、2005年1月現在21.5パネル(2次)係争中)
1999年2月	日本 EU	カナダ	139	米加間のオートバクト協定によって加が一部の自動車会社に自動車の無関税輸入および付随措置を認める政策は補助金協定違反 (2000年6月上級委報告書採択)
1999年2月	EU	米国	138	米国のイギリス産鉄鋼製品(鉛快削鋼)に対する相殺関税は補助金協定違反 (2000年6月上級委報告書採択)
2001年12月	カナダ	米国	236	米国のカナダからの軟材に対する仮決定は補助金協定違反 (2002年11月パネル報告書採択)
2002年10月	カナダ	米国	257	米国のカナダからの軟材に対する相殺関税決定は補助金協定違反 (2004年2月上級委報告採択、2005年2月現在21.5パネル(2次)係争中)
2003年3月	ブラジル	米国	267	米国の綿花に対する補助金は補助金協定違反 (2005年2月現在上級委員会にて審理中)
2003年8月	豪州 ブラジル タイ	EU	265 266 283	EUの砂糖に対する補助金は補助金協定違反 (2005年2月現在上級委員会にて審理中)
2003年8月	EU	韓国	273	韓国の商用船に対する補助金は補助金協定違反 (2004年12月パネル報告書採択)
2004年1月	韓国	米国	296	米国の相殺関税調査は補助金協定違反 (2004年12月パネル報告書採択)
2004年1月	韓国	EU	299	EUの相殺関税調査は補助金協定違反 (2005年2月現在パネルにて係争中)
2004年3月	韓国	EU	301	EUの商用船に対する補助金は補助金協定違反 (2005年2月現在パネルにて係争中)

(出典) ガット/WTO文書

(5) 経済的視点及び意義

先端技術の研究開発プロジェクト等に対して

政府が支援することは、それに関係した産業の発展を促すだけでなく、その技術開発効果が他

の分野で応用されることはしばしば見受けられることであり、こうした研究開発への支援は、国内経済のみならず世界経済の発展に資する場合もある。また、国際競争力を失った国内産業に対して当該産業からの退出を促すための過剰設備の廃棄に補助金を交付することは、これを通じて産業構造調整・雇用調整が円滑に進められた場合には、資源の適正配分を実現だけでなく、競争力のある製品の輸入を適切に招来する効果も期待される。

しかし、補助金によっては、国内産業に国際競争力がないにもかかわらず、その交付を通じて当該産業を不当に保護し、貿易を歪曲する効果をもたらす場合があるだけでなく、構造調整という名の下で本来あるべき産業の調整過程をいたずらに遅延させる場合がある。このような補助金については、短期的には外国の製品との競争条件が自国にとって有利になることから、当該産品を生産している国内産業の利益を確保又は拡大し、当該産業における雇用の安定等に役立つ場合もあるが、ともすれば厳しい競争環境における生産性向上、合理化に向けた企業努

力を阻害する等の悪影響を及ぼし、中長期的には当該産業の発展や国内の資源の適正配分を阻害することにもなる。世界経済から見ても、本来達成されるべき国際分業が阻害され、資源の適正配分がなされなくなり問題である。また、短期的な市場の失敗を補完するための補助金であっても、ともすれば、その目的・期間がゆがめられる可能性があることに留意する必要がある。

更に、ある国の補助金政策が別の国の産業に損害を与え(近隣窮乏化政策)、結果的に相手国の対抗的な補助政策を誘発して補助金競争を招く場合には、当該産品に関する適正な競争条件が損なわれるだけでなく、いたずらに両国の財政状況の悪化又は納税者の負担を増大させることとなり、何ら経済厚生を高めるものとはならないと言えよう。

なお、不当な相殺関税の賦課も、当該産品の貿易に深刻な影響を与え、貿易の流れを歪曲させることから、回避されるべきであることは言うまでもない。

2. 主要ケース

(1) 韓国産 DRAM に対する相殺関税措置 (DS 296、DS 299)

アジア通貨危機を背景に、韓国開発銀行等による社債引受、並びに 2001 年に行われた韓国政府及び関係金融機関による新規融資、債務繰り延べ等の再建支援策から利益を受けた韓国のハイニックス社及びサムソン社製造の DRAM 輸入により国内産業への損害が発生したとして、EU は 2002 年 7 月 25 日に、米国は同年 11 月 27 日に、それぞれ相殺関税調査を開始した。EU は 2003 年 4 月 23 日に仮決定、同年 8 月 22 日にハ

イニックス社等に 34.8% (サムスン社は 0%) の相殺関税を賦課する最終決定を、米国は 2003 年 4 月 7 日に仮決定、同年 6 月 23 日にハイニックス社等に 44.71% (サムスン社は 0.04% でデミニマス) の相殺関税を賦課する最終決定を発表した (注)。

(注)

その後、米国は相殺関税率を変更し、ハイニックス社等に 44.29%、サムスン社は 0.04% (デミニマス) とした。

韓国政府はこれらの動きを受けて、2003年6月30日付けで米国に対して、また、7月25日付けでEUに対してもWTO紛争処理手続に基づく協議要請を行った。しかしながら、両協議とも本件紛争の解決には至らなかったため、韓国政府は、同年11月21日に米国・EUそれぞれの案件に対するパネル設置要請の書面を提出し、2004年1月23日の紛争解決機関定例会合において、米国、EUの双方の案件についてパネルが設置された。(我が国、中国、台湾、並びにEU、米国が相互に第三国参加)。2005年2月21日、米国の相殺関税調査についてのパネル報告(DS 296)が配布され、パネルは米国に対して相殺関税措置を補助金協定に整合的にするように勧告した。

我が国も、2004年6月にエルピーダメモリ株式会社及びマイクロンジャパン株式会社の2社から提出された申請を受けて、同年8月4日にハイニックス社製のDRAM輸入について相殺関税の調査を開始している。

(2) EU・韓国間の造船紛争 (DS 273、DS 301)

EUは、韓国政府が大宇重工業等、商用船を製造している企業について債務免除、出資転換等の支援を行っており、これが補助金協定に違反するとしてWTOに申立を行い、2003年7月21日にパネルが設置され、2005年3月7日にパネル報告(DS 273)が配布された。パネルは、EU側の禁止補助金に関する主張は認め、韓国にその廃止を勧告したが、EU側の「著しい害」についての主張は退けた。他方、韓国も、EUの商用船製造業への補助金はWTO違反であるとしてWTOに申立を行い、2004年3月19日にパネルが設置されている。韓国の主張は、EUの商用船製造業への補助金は補助金協定に反するというだけでなく、当該補助金が、EUの暫定

的防衛制度(TDM: Temporary Defensive Mechanism to shipbuilding)の下、韓国の補助金措置により悪影響を被ったEUの造船業を支援するために交付されたものであることは、一方的措置を禁止するWTO紛争解決了解(DSU)第23条にも違反するというものである。すなわち、DSU第23条は、WTO協定違反があったかどうかの判断はWTO紛争解決手続を通じてでなければ行えないと規定しているが、EUが韓国の支援措置がWTO違反であることを一方的に判断した結果としてEU造船業に対して支援を行ったのであり、したがって、そのような支援措置は同条に違反するという主張である。我が国は、造船業に対する国際競争への影響を懸念しており、EU・韓国の双方のパネルに第三国参加をしている。

(3) 針葉樹製材紛争 (DS 236、DS 257、DS 264、DS 277)

カナダの森林は、その多くが州有林・連邦有林で占められており(代表的な林産地域である西海岸のブリティッシュ・コロンビア州においては、全森林面積の95%が州有林、1%が連邦有林、私有林は4%にしか過ぎない)、州がスタンページ制度(州有林の伐採権を払い下げる制度)を運用することにより、州内の製材業界へ針葉樹の木材を供給している。

このスタンページ制度について、2001年4月、米国製材業界等は、カナダから米国への製材輸出力が急増したことから、カナダ産輸入針葉樹製材に相殺関税及びダンピング防止税を賦課するよう米国政府に求める提訴を行った。これを受け米国政府は、相殺関税及びダンピング防止税調査を開始し、補助金及びダンピングの事実とこれらが損害をもたらす恐れがあるとの仮決定による暫定措置を実施した。その後、2002年3月22日、米国商務省は補助金及びダンピング

グの事実について正式に決定し、5月2日、米国国際貿易委員会 (USITC) はこれらが損害をもたらす恐れがあるとの最終決定を行い、5月22日より相殺関税(一律適用18.79%)、ダンピング防止税(企業毎に設定。平均8.43%)が賦課されている。

カナダ政府は、米国が賦課した相殺関税について、①州有林等のスタンページ制度は、丸太ではなく伐採権を付与するもので、物品の提供には該当せず、また、製材業界に利益をもたらしていないことから、そもそもWTO協定上の補助金に該当しないこと、②仮にスタンページ制度が補助金であるとしても、州有林の立木価格と米国の立木価格とを比較して補助金の額を算定した米国の調査はWTO協定に抵触していると主張した。カナダ政府の要請によりWTO紛争解決了解に基づくパネルが、仮決定については2001年12月5日、最終決定については2002年10月1日にそれぞれ設置された。仮決定についてのパネルは、2002年9月27日、①スタンページ制度はWTO協定上の補助金に該当するものの、②米国の調査は協定違反であるとの最終報告書を示し、11月1日にWTO紛争解決機関特別会合で採択された。

カナダ政府は米国の相殺関税調査の最終決定についても、パネル設置を要求し、2002年10月1日にパネルが設置されていたところ、2003年8月29日に上述の仮決定パネルと同様の判断を含む報告書を配布したが、同年10月21日、米国はこれを不服として上級委に上訴を行い、2004年1月19日、上級委は、米国の調査における補助金の計算方法は協定違反とするパネルの判断は覆したものの、補助金の移転調査はWTO協定違反であるとの報告書を配布し、2月17日に紛争解決機関定例会合にて採択された。米国は、同年12月10日、相殺関税率を18.79%から18.62%に下げることを実施を行

ったと発表、これに対してカナダが判定パネルを設置して再びWTO協定違反を争っている(2005年1月14日設置)。

なお、米国が賦課したダンピング防止税についても、2003年1月8日、カナダ政府の要請によりパネルが設置され、2004年4月13日にはパネル報告書、同年8月11日には上級委報告書が配布され、2004年8月31日には紛争解決機関にて採択された。さらに、米国国際貿易委員会 (USITC) の損害認定についても2003年5月7日にパネルが設置され、同パネルは、USITCによる調査は補助金協定およびAD協定に違反していると認定した。2004年3月22日にはパネル報告書が配布され、2004年4月26日には紛争解決機関定例会合にて採択されている。

我が国は、米国と同様にカナダ産針葉樹製材の主要な輸入国であること等から、これらの紛争に第三国として参加しているところである。

(4) 米国とEUの農業補助金に関する紛争

2004年の補助金紛争の中で注目度が高いものとして、米国の綿花に対する補助金紛争(DS 267)と、EUの砂糖に対する補助金紛争(DS 265、266、283)がある。米国の綿花については、ブラジルが紛争提起し、パネル報告は2004年9月8日に発出され、10月18日に上訴されている。EUの砂糖については、オーストラリア・ブラジル・タイが紛争を提起し、パネル報告書が2004年10月15日に発出、2005年1月13日に上訴されている。両パネル共に米・EUのWTO協定違反を認定しており(米国綿花は農業協定および補助金協定違反・EU砂糖は農業協定違反を認定)、途上国が長年問題としてきた米・EUによる農業補助金が、ラウンド交渉の場の他にWTOの紛争解決手続で違法性を問えるということを示したという意味で注目される。